

上里町家庭学習用モバイルルーター機器貸与要綱

令和3年7月21日 上里町教育委員会告示第8号

(目的)

第1条 この要綱は、町立小中学校の臨時休業等のオンライン学習に備え、インターネットを利用した自宅での家庭学習を円滑に進めるにあたり、Wi-Fi環境を持たない児童生徒に対し、モバイルルーター機器（以下「機器」という。）を貸与することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 機器を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、上里町立の小学校又は中学校に在籍し、家庭にWi-Fi環境が整備されていない児童生徒とする。

(貸与機器)

第3条 貸与する機器は別表のとおりとする。

(貸与の申請)

第4条 機器の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家庭学習用モバイルルーター機器貸与申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を上里町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。

2 申請者は、原則として対象者の保護者とする。

(貸与の決定)

第5条 教育長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、貸与の可否を決定し、家庭学習用モバイルルーター機器貸与決定（却下）通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第6条 前条で決定を受けた申請者及び対象者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 貸与された機器は、付属品も含め適切に使用し、良好な状態で管理すること。
- (2) 家庭学習以外の目的で機器を使用しないこと。
- (3) 利用者以外の者に譲渡、又は転貸しないこと。
- (4) 故意又は重大な過失等により、機器を紛失し、破損し、又は故障させたときは、その補填に要する費用を負担すること。

(貸与の期間及び台数)

第7条 機器の貸与期間は、第5条の貸与の決定をした日から当該日の属する年度の3月末日（以下「貸与期間満了日」という。）までとする。ただし、該当日が土曜、日曜又は祝日の場合は、該当日前の平日を貸与期間満了日とする。

2 貸与する機器の台数は、対象者の人数にかかわらず対象者が属する世帯につき1台までとする。

(貸与料)

第8条 貸与機器の貸与料は無料とする。

(貸与の継続)

第9条 利用者は、次年度も継続して貸与を受けることを希望する場合は、貸与期間満了日までに新たに申請書を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、貸与の継続の可否を決定し、通知書(様式第2号)により、利用者に新たに通知するものとする。

(貸与決定の取り消し)

第10条 教育長は、利用者が次に掲げる事項に該当すると認めたときは、貸与の決定を取り消すことができる

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の報告又は不正の手段により貸与の決定を受けたとき。
- (3) 法令又は本要綱に違反したとき。
- (4) その他教育長が不相当と認めたとき。

2 教育長は、前項により貸与の決定を取り消したときは、家庭学習用モバイルルーター機器貸与決定取消通知書(様式第3号)により、当該利用者に通知するものとする。

(異動の届出)

第11条 利用者は、貸与期間中に申請内容に変更が生じた場合又は貸与期間満了日より前に機器の返却を希望する場合は、その旨を家庭学習用モバイルルーター機器貸与異動(変更)届出書(様式第4号。以下「異動届出書」という。)に記入し、教育長に提出するものとする。

(機器の返却)

第12条 利用者は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、当該事由が生じた日から起算して7日以内に貸与された機器を返却しなければならない。

- (1) 第10条による貸与の決定の取り消しを受けたとき。
- (2) 貸与期間が終了したとき。
- (3) 対象者が上里町立の小学校及び中学校に在籍しなくなったとき。
- (4) 前条に規定する異動届出書にて返却を希望したとき。

(機器の利用にかかる費用負担)

第13条 利用者は、貸与を受けた機器を用いて、任意の通信事業者と通信契約を締結するものとする。

2 前項の通信契約並びに機器の通信及び使用に要する費用は、利用者が負担するものとする。

(損害賠償等)

第14条 貸与期間中に生じた機器に起因する事故は、上里町教育委員会の責に帰する事由を除き、利用者がその責任を負わなければならない。

2 利用者は、貸与された機器を紛失、破損、又は故障させたときは、貸与機器等紛失（破損）等報告書（様式第5号）を提出するものとする。この場合において、その事由に至った原因が利用者の故意又は重大な過失によるものであるときは、併せて利用者の負担をもって原状に回復し、又は現品を以て弁償しなければならない。

（その他）

第15条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定めるものとする。

別表

機器	数量
モバイルルーター	1台
バッテリー	1個
取扱説明書一式	1式
USB ケーブル	1本
AC アダプタ	1個

附則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

家庭学習用モバイルルーター機器貸与申請書

年 月 日

上里教育委員会 教育長 様

住 所

申請者 氏 名
(対象者との続柄)
電 話

申 請 区 分【 新規 ・ 継続 （管理番号： ） 】

対 象 者	氏名	学校	学年
		学校	
		学校	
		学校	

下記の遵守事項を確認の上、家庭学習用モバイルルーター機器の貸与を申請します。

遵守事項
☐ 十分な管理の元、注意をもって機器を使用する。 ☐ 家庭学習以外の目的で機器を使用しない。 ☐ 対象者以外の者に譲渡、又は転貸しない。 ☐ 故意、又は重大な過失等により、機器を紛失、破損、故障させたときは、その補填に要する費用を負担する。
※確認した項目の□にレ印を入れてください。

様式第 2 号（第 5 条関係）

学教第 号
年 月 日

様

上里町教育委員会 教育長 印

家庭学習用モバイルルーター機器貸与決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました家庭学習用モバイルルーター機器の貸与について、
下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

☐ 利用を許可します。

（1）対象者

氏名	学校	学年
	学校	
	学校	
	学校	

（2）貸与期間

年 月 日 ～ 年 3 月 日

（3）管理番号

※次年度も継続して貸与を希望する場合、管理番号が必要になります。
管理番号を控えるか、本通知を大切に保管していただくようお願いいたします。

☐ 申請を却下します。

（理由）

様式第 3 号（第 10 条関係）

教学第 号

年 月 日

様

上里町教育委員会 教育長 印

家庭学習用モバイルルーター機器貸与決定取消通知書

年 月 日付け教学第 号で貸与を決定した家庭学習用モバイルルーター機器について、上里町家庭学習用モバイルルーター機器貸与要綱第 9 条の規定に基づき、下記の理由により貸与の決定を取り消したので通知します。

また、本通知の日付より 7 日以内に貸与された家庭学習用モバイルルーター機器の返却をお願いいたします。

『返却期限を過ぎた場合、上里町家庭学習用モバイルルーター機器貸与要綱第 14 条の規定に基づき、貸与された家庭学習用モバイルルーター機器等の弁償をしていただく場合があります。』

記

対象児童生徒名 :

【取消の理由】

様式第4号 (第11条関係)

家庭学習用モバイルルーター機器貸与異動（変更）届出書

令和 年 月 日

上里町教育委員会 教育長 様

住所

申請者 氏 名

電話

【管理番号： 】

対象者	氏名	学校	学年
		学校	
		学校	
		学校	

家庭学習用モバイルルーター機器の貸与について、下記のとおり異動（変更）しましたので、届け出ます。

【異動事項】

- ☐ 申請内容について下記のとおり変更が生じた。

《变更内容》

--

- ☐ 貸与された通信機器の利用を終了する。

(理由)

--	--

様式第 5 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

上里町教育委員会 教育長 様

貸与機器等紛失（破損）等報告書

住 所
氏 名
電 話

上里町家庭学習用モバイルルーター機器貸与要綱第 1 3 条の規定により、以下のとおり
紛失・破損等の経緯を報告いたします。

管理番号	
機器の状況	(紛失 ・ 破損 ・ 故障)
発生日時	年 月 日 () 時頃
発生時の状況	